

◆財産形成や老後の生活資金確保

# ヤンマー福祉積立

拠出型企業年金保険

新規加入・  
保険料の増額の  
おすすめ



**加入(増額)日**

令和5年5月1日

**申込締切日**

令和5年2月21日(火)

(ただし、半年払(賞与払)の保険料部分の加入(増額)日は令和5年7月1日です。)

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

## ◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄



- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。



ご注意

当パンフレットにはヤンマーホールディングス株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

専用webサイトから申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

団体(契約者)  
お問合せ先

ヤンマーホールディングス株式会社  
セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部

# 「ヤンマー福祉積立」に関するQ & A

## Q 1. 「ヤンマー福祉積立」とはどのような制度ですか？

- A. ご加入者(被保険者)の自助努力により、在職中に2つのコースを活用し保険料を積立て、財産形成や老後の生活資金確保を支援するための制度です。

## Q 2. Aコース(税制適格型)とBコース(一般型)は、何が違うのですか？

- A. 各コースの主な相違点は以下のとおりです。

	Aコース(税制適格型)	Bコース(一般型)
加入資格	加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日(定年)までの期間が満10年以上あるヤンマーグループの役員および従業員の方。	加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日(定年)までの期間が満2年以上あるヤンマーグループの役員および従業員の方。
保険料 (年度途中の変更は できません。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月払(給与払)1,000円～3万円まで(1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高30口まで加入できます。)</li> <li>・半年払(賞与払)1万円～5万円まで(1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高5口まで加入できます。)</li> </ul> <p>* 保険料はご加入者(被保険者)負担です。</p> <p>* 半年払(賞与払)を活用される場合でも、月払(給与払)のご加入が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月払(給与払)1,000円～20万円まで(1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高200口まで加入できます。)</li> <li>・半年払(賞与払)1万円～50万円まで(1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。)</li> </ul> <p>* 保険料はご加入者(被保険者)負担です。</p> <p>* 半年払(賞与払)を活用される場合でも、月払(給与払)のご加入が必要です。</p>
保険料払込期間満了後 (定年退職後)の 給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年確定年金 ・15年確定年金</li> <li>・15年保証期間付終身年金</li> <li>・(年金でのお受取りにかえて一時金で受取することもできます。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年確定年金 ・15年確定年金</li> <li>・一時金受取</li> </ul>
保険料積立金の 一部受取り(減口)	お取扱いできません。	最低50万円以上1万円単位 * 11ページ(別表)の事由に該当する場合
払込保険料の 税務上のお取扱い	個人年金保険料控除の対象※	一般生命保険料控除の対象※

※令和4年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

## Q 3. Aコース(税制適格型)・Bコース(一般型)を選択する際のポイントはありますか？

- A. Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は『個人年金保険料控除』、Bコース(一般型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は『一般生命保険料控除』の対象となり、払込保険料のうち一定額が課税所得から控除されます。  
各控除は、それぞれ別枠での適用となりますので、控除額が最大となるように加入することが1つのポイントです。  
※令和4年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

## Q 4. 定年退職後の給付内容にはどのような種類がありますか？

- A. 「確定年金」と「保証期間付終身年金」があります。
- 「確定年金」は、年金の受取開始後、定められた受取期間であれば、ご加入者(被保険者)の生死にかかわらず年金をお支払いします。  
受取期間は、10年・15年があります。
  - 「保証期間付終身年金」は、年金の受取開始後、保証期間中はご加入者(被保険者)の生死にかかわらず年金をお支払いします。  
保証期間経過後についてもご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。  
保証期間は15年です。  
※「保証期間付終身年金」はAコース(税制適格型)にご加入の方のみ選択いただくことができます。

Q5.生命保険料控除に関する税制改正とはどのようなものですか？

- A. 平成22年度税制改革ともない、平成24年1月1日以降に締結するご契約から一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました。当「ヤンマー福祉積立」は、平成23年12月31日以前に締結した保険契約ですので、旧制度が継続して適用されます。また、平成24年1月1日以降に新規加入された方も旧制度の適用となります。

■各制度における適用控除限度額

＜旧制度＞ 契約の締結が平成23年12月31日以前	
全体の所得控除限度額	(所得税 10万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)

(※) 所得税・住民税ともに、枠ごと・全体の適用限度額に変更なし。

＜新制度＞ 契約の締結が平成24年1月1日以降	
全体の所得控除限度額	(所得税 12万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●その他保険料 生命保険料控除の対象外となる特約など	

(※) 所得税における全体の適用限度額が拡大。  
(住民税における全体の適用限度額に変更なし。)

- 生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、11ページの税務上のお取り扱いや以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>
- 当「ヤンマー福祉積立」以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当「ヤンマー福祉積立」のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- 令和4年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

Q6.各コースの加入口数を変更した場合、たとえば、Aコース(税制適格型)の口数を増やして、Bコース(一般型)の口数を減らすと、それまでの積立金はどうなるのですか？

- A. コース間で積立金を移し換えることはできません。そのため、各コースの加入口数を変更した場合も、変更前までの積立金は、元のコースのまま積立てが継続されます。

Q7.積立金額(脱退一時金額)が、払込保険料累計額を下回る期間があるのはなぜですか？

- A. 「ヤンマー福祉積立」の保険料には、保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等が含まれています。保険料から事業費等を差引いた残額(純保険料)が積立ての対象となりますので、積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。

Q8.加入口数が増えることでメリットはありますか？

- A. 「ヤンマー福祉積立」は、制度全体の加入総口数(みなさまに加入いただいている口数の合計)が増えることによって、Q7に記載している事業費等の割合が減ります。その分、より安定した積立てができることとなります。

Q9.配当金とはどのようなものですか？

- A. 引受保険会社における配当支払時期の前年度決算によって定められた配当率に基づき支払われるもので、保険料払込期間中は、積立金の積増にあてられます。また、年金受取開始後は、年金の増額(増加年金)にあてられます。(配当率は前年度決算によって変動するため、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。)

Q10.給付内容は、加入するときに選ばないといけないのですか？

- A. 加入時に選んでいただく必要はありません。給付内容は、保険料払込期間満了時にご加入者(被保険者)の生活設計にあわせて選択いただくことができます。



この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース(一般型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(令和4年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになります。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図

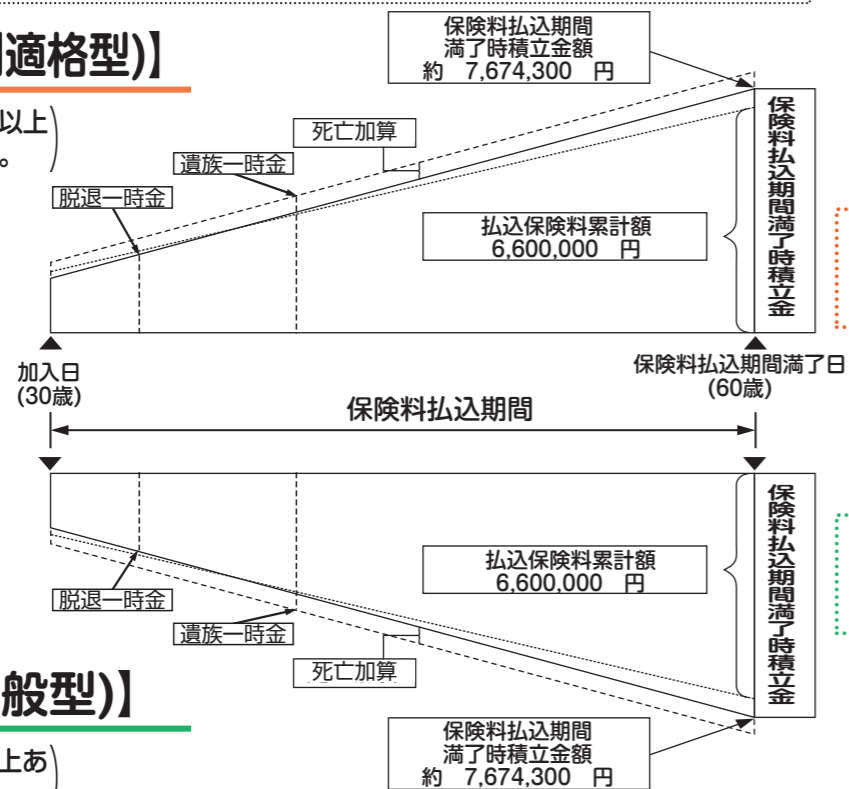
**ご加入例**

- ご加入年齢：30歳(男性)
- 保険料払込期間満了年齢：満60歳
- 保険料：月 払(給与払) 10,000円 (1口1,000円で10口加入)  
：半年払(賞与払) 50,000円 (1口10,000円で5口加入)  
払込保険料累計額660万円

保険料払込期間満了時に各コースごとの給付内容をご選択ください。各コースでは以下の給付内容を選択いただくことができます。

【Aコース(税制適格型)】

(払込予定期間が10年以上ある方が加入できます。)



Aコース(税制適格型)では、a,bを選択いただくことができます。

Bコース(一般型)では、bを選択いただくことができます。

【Bコース(一般型)】

(払込予定期間が2年以上ある方が加入できます。)

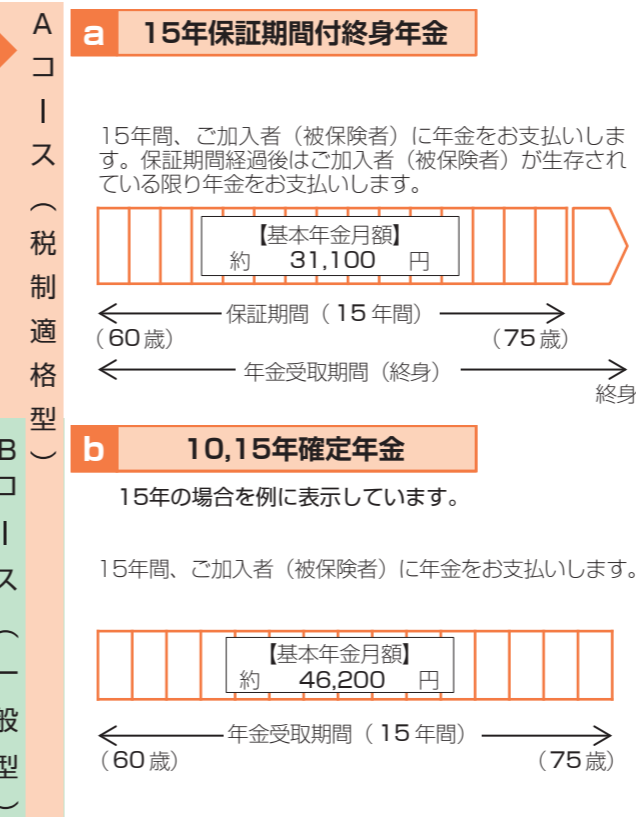
※Aコース(税制適格型)・Bコース(一般型)ごとにご加入人数を設定ください。脱退の際はいずれか一方のコースの脱退は可能です。

この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

しくみ図(保険料払込期間満了後(定年退職後)の給付内容)



- 保証期間中  
15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。  
・ご加入者(被保険者)が死亡された場合  
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。  
・一時金でのお受取りを希望された場合  
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)  
15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- 保証期間経過後  
ご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)

- 年金受取期間中  
10年間、15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。  
・ご加入者(被保険者)が死亡された場合  
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。  
・一時金でのお受取りを希望された場合  
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約7,674,300円

## 加入資格

### ●Aコース(税制適格型)

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日(定年)までの期間が満10年以上あるヤンマーグループの役員および従業員の方。

### ●Bコース(一般型)

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日(定年)までの期間が満2年以上あるヤンマーグループの役員および従業員の方。

※保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍・転出等でご加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

## 保険料

### <月 払(給与払)>

●Aコース(税制適格型)：1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高30口まで加入できます。

●Bコース(一般型)：1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高200口まで加入できます。

### <半年払(賞与払)>

●Aコース(税制適格型)：1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高5口まで加入できます。

●Bコース(一般型)：1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。

●保険料はご加入者(被保険者)負担です。

●月払(給与払)保険料は毎月の給与から控除します。

(第1回目は4月給与から)

※ただし、新入社員向け募集分の月払(給与払)保険料の第1回目は5月給与から控除します。

●半年払(賞与払)保険料は年2回の賞与から控除します。

(第1回目は上期から)

●半年払(賞与払)を活用される場合でも、月払(給与払)のご加入が必要です。

●保険料払込期間満了日：

(役員)満70歳の誕生日の属する月の末日とします。

(従業員)定年退職日とします。

●保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が満2年以上ある方に限ります。

## 給付内容

【保険料払込期間満了後(定年退職後)の給付内容】

### <Aコース(税制適格型)>

●次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。

10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金

### <Bコース(一般型)>

●次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。

10年確定年金、15年確定年金

※Aコース(税制適格型)は、保険料払込期間が10年以上の場合のみ、年金でお支払いします。

※Bコース(一般型)の年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

(年金の給付内容については「しくみ図」欄もあわせてご参照ください。)

●年金の開始日は保険料払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

●年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中(在職中)の給付内容】

●ご加入者(被保険者)が脱退されたとき  
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。

●ご加入者(被保険者)が死亡されたとき  
死亡時点の積立金額に月払(給与払)保険料の1倍、半年払(賞与払)保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。新規加入や増額される場合、月払(給与払)保険料部分の死亡加算は5月1日から(新入社員向け募集の場合は6月1日から)、半年払(賞与払)保険料部分の死亡加算は7月1日から適用されます。

## 受取人

●年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。

●遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。

(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

## 配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りに出来ない場合もあります。  
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度はヤンマーホールディングス株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和4年8月18日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

### [引受保険会社]

日本生命保険相互会社(66.9%)(事務幹事会社)  
第一生命保険株式会社(16%)  
住友生命保険相互会社(14%)  
明治安田生命保険相互会社(3%)  
アクサ生命保険株式会社(0.1%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

**「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。**





この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

## クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

## 責任開始期

- 引受保険会社をご加入(保険料の増額)を承諾した場合、令和5年5月1日\*加入日(または増額日)から保険契約上の責任を負います。
  - \*新入社員募集分は令和5年6月1日
  - ※ただし、半年払(賞与払)を併用されている場合、半年払(賞与払)保険料部分の責任開始日は令和5年7月1日になります。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

## 年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
  - (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
    - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
  - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
    - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

### (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- ・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

### (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

#### <重大な事由>

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
  - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

## 積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。

## 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

## 制度内容の変更

- ヤンマーホールディングス株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、ヤンマーホールディングス株式会社経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかにヤンマーホールディングス株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにヤンマーホールディングス株式会社のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかにヤンマーホールディングス株式会社のご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



# さらに詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

## 給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、4年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

月払(給与払) 10口 10,000円、半年払(賞与払) 5口 50,000円加入の場合 (保険料払込期間満了年齢：満60歳)

### 月払+半年払

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	保険料払込期間中 (在職中)の給付内容		保険料払込期間満了後(定年退職後)の給付内容				
		積立金額 (脱退一時金額)  ※払込保険料累計額 到達年に枠囲み	年金受取プラン					
			10年確定年金 基本年金月額 (円)	15年確定年金 基本年金月額 (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額		男性 (円)	女性 (円)
1	220,000	217,000	(1,900)	(1,300)	800	700		
2	440,000	436,400	(3,800)	(2,600)	1,700	1,500		
3	660,000	658,200	(5,700)	(3,900)	2,600	2,300		
4	880,000	882,400	(7,700)	(5,300)	3,500	3,100		
5	1,100,000	1,109,100	(9,700)	(6,600)	4,500	3,900		
6	1,320,000	1,338,300	11,700	(8,000)	5,400	4,700		
7	1,540,000	1,569,900	13,700	(9,400)	6,300	5,600		
8	1,760,000	1,804,100	15,800	10,800	7,300	6,400		
9	1,980,000	2,040,900	17,800	12,200	8,200	7,300		
10	2,200,000	2,280,300	19,900	13,700	9,200	8,100		
11	2,420,000	2,522,400	22,100	15,100	10,200	9,000		
12	2,640,000	2,767,200	24,200	16,600	11,200	9,900		
15	3,300,000	3,518,200	30,800	21,100	14,200	12,600		
20	4,400,000	4,826,900	42,300	29,000	19,500	17,300		
25	5,500,000	6,210,800	54,400	37,300	25,200	22,200		
30	6,600,000	7,674,300	67,200	46,200	31,100	27,500		
35	7,700,000	9,222,200	80,800	55,500	37,400	33,000		
40	8,800,000	10,859,300	95,100	65,300	44,000	38,900		

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※Aコース(税制適格型)については、積立期間が10年以上の場合のみ年金でお支払いします。

※Bコース(一般型)の年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、( )内は参考数値です。

**⚠️ ご注意** <当パンフレットに記載の給付額について>  
当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。  
なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
  - この保険契約全体の加入者数が月払37,131口、半年払9,406口を常に維持していることを前提とします。
  - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
  - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和4年8月18日現在)、および引受割合(令和4年8月18日現在)に基づき計算しております。
  - この保険契約における令和4年5月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
  - 記載の金額には、配当金を加味していません。

2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度〈令和5年5月1日～令和6年4月30日〉途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、5月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(6月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。



# さらに詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

## 保険料の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。

保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。

ただし、月払(給与払)1口・半年払(賞与払)1口を最低残すものとします。

※保険料の減額を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

<別表>

- ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

## 保険料積立金の一部受取り(減口)

- Bコース(一般型)については、別表の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。

なお、保険料積立金の一部受取りは最低50万円以上、1万円単位でお取扱いします。

<別表>

- ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。)
- ⑥債務の弁済

※Aコース(税制適格型)については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

## 税務上のお取扱い

〔保険料〕

- Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。

- Bコース(一般型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。

※当ヤンマー福祉積立以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ヤンマー福祉積立のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当ヤンマー福祉積立は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

〔年金・一時金〕

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝

(基本年金年額＋増加年金年額)－

(基本年金年額×払込保険料累計額÷基本年金受取総額(見込額))

- 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝

(一時金額－払込保険料累計額－50万円\*)×1/2

\*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

積立期間中に保険料積立金の一部を受取る(減口)場合の受取金も一時所得の対象です。

- 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和4年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 個人情報の取扱いに関するヤンマーホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、ヤンマーホールディングス株式会社(以下、団体といいますが)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいますが)の所属員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

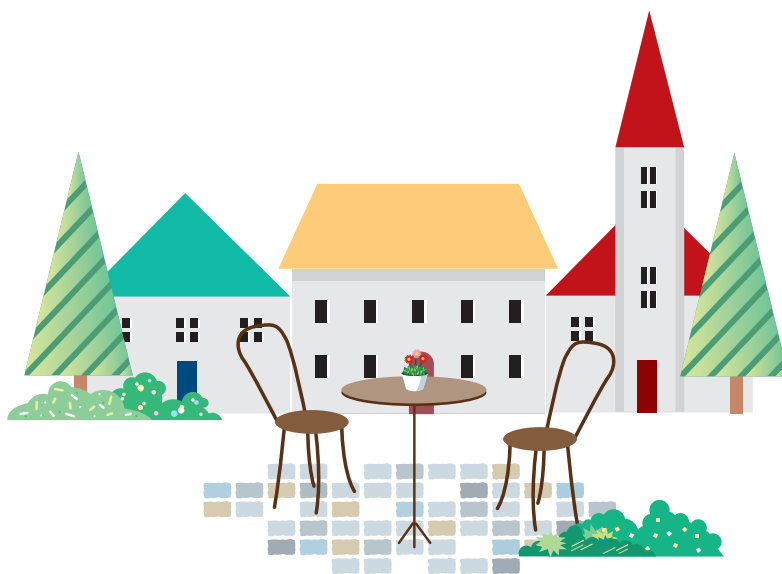
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。



(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。



# 「加入申込書」記入要領(新入社員の方のみ)

- 加入内容に変更のない方はご提出不要です。
- ご記入にあたって、まずは、「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
- この記入要領を参考に、「加入申込書」に必要事項をきれいに記入・押印ください。
- 脱退される場合は、当「加入申込書」ではお取り扱いできませんので、別途セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部までご連絡ください。
- 各保険料の控除開始時期は、5ページの「保険料」をご覧ください。

加入申込書

日本生命保険相互会社 行

申込締切日	令和 5年 2月 21日
月払加入年月日	令和 5年 5月 1日
半年払加入年月日	令和 5年 7月 1日

団体コード	グループ区分	事業所コード	所属コード
0:0:0:0:1	0:1	0:0:0:0:0	1:2:0:A:A:A:A:A

被保険者番号	被保険者氏名 (カタカナで記入ください)	性別	生年月日	申込印
X:X 1:2:3:4:5:6	ヤンマー タロウ	1:2:3	6:1:7:2:3	印

Aコース・税制適格型(個人年金保険料控除が適用されます)

加入区分	口数	保険料(円)
①新規加入 ②口数変更	既加入分 今回合計 申込分	1:0:0:0:0
		合計口数範囲 1~30口

加入区分	口数	保険料(円)
①新規加入 ②口数変更	既加入分 今回合計 申込分	5:0:0:0:0
		合計口数範囲 1~5口

Bコース・一般型(一般の生命保険料控除が適用されます)

加入区分	口数	保険料(円)
①新規加入 ②口数変更	既加入分 今回合計 申込分	1:0:0:0:0
		合計口数範囲 1~200口

加入区分	口数	保険料(円)
①新規加入 ②口数変更	既加入分 今回合計 申込分	5:0:0:0:0
		合計口数範囲 1~50口

①の拡大図

別	年号	年
1	2	...

記入に際しての留意点

印字内容(加入内容)に変更がない場合は記入不要です。

(性別) [年号] [加入区分]  
 男性…1 昭和…3 令和…5 該当する数字を1つ  
 女性…2 平成…4 だけ〇印ください。

(幹事会社)日本生命保険相互会社

※当「加入申込書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

## ◆記入チェックリスト◆

項目	チェック項目	チェック欄
①	この申込書を記入した日をご記入ください。	
②	被保険者番号を右づめでご記入ください。	
③	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
④	性別・生年月日を数字でご記入ください。	

項目	チェック項目	チェック欄
⑤	必ず申込印を押印してください。(スタンプ印も可)	
⑥	該当する加入区分に〇をつけ、口数・保険料を右づめでご記入ください。(増額・減額の場合、増額後・減額後の総口数・総保険料で、今回増額・減額する口数・保険料ではありません。) 今回合計申込分が今後の月払(給与払)保険料の控除額となります。	
⑦	該当する加入区分に〇をつけ、口数・保険料を右づめでご記入ください。(増額・減額の場合、増額後・減額後の総口数・総保険料で、今回増額・減額する口数・保険料ではありません。) 半年払(賞与払)のみの加入はできません。 今回合計申込分が今後の半年払(賞与払)保険料の控除額となります。	
⑧	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

## ●ご連絡・お問合せ先●

セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部

大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F

TEL: 06-6376-6275


滋賀支店 TEL: 0749-65-3101

東京支店 TEL: 03-6262-7331

福岡支店 TEL: 092-303-9104

13

## [お申し込み手続き]

新規加入の方、または加入内容に変更のある方	専用webサイトからお手続きいただくか、申込書をセイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部へご提出ください。
新規加入されない方	お手続きは不要です。
加入内容に変更のない方	従来 of 加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。
 ご注意	申込書の内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

## ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、右記の団体窓口までお問合せください。	<b>&lt;団体お問合せ先&gt;</b> セイレイ興産株式会社 ヤンマー保険事業部 <b>TEL 06-6376-6275</b>
引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、右記の日本生命窓口までご連絡ください。	<b>&lt;日本生命お問合せ先&gt;</b> 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 <b>TEL 0120-383-616</b> <b>(通話料無料)</b> ※お問合せの際には、記号証券番号(970-99440)をお知らせください。 【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

## [指定紛争解決機関]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス  
<https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【「障がい」の表記】 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。